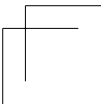
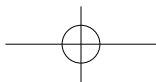
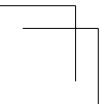
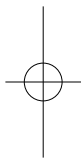
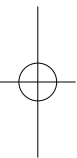
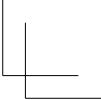
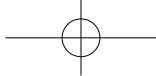
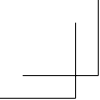


規 定 集

【2019 年度】

・ 定款	・ ・ ・ 1 ページ
・ 競走馬購入奨励金交付事業実施要綱	・ ・ ・ 7 ページ
・ 高額競走馬購入奨励金交付事業実施要綱	・ ・ ・ 15 ページ
・ 在きゅう馬出走着外付加給付金交付要綱	・ ・ ・ 25 ページ
・ 競走馬事故共済規程	・ ・ ・ 31 ページ
・ 川崎在きゅう馬育成施設等補助制度	・ ・ ・ 40 ページ

一般社団法人 神奈川県馬主協会



一般社団法人神奈川県馬主協会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人神奈川県馬主協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県川崎市川崎区に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、公営競馬の健全な振興を図るとともに、地域社会の福祉向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 公営競馬の振興に関すること
- (2) 公営競馬に関する関係諸官庁及び関係諸団体との連絡協調に関すること
- (3) 競走馬の改良、育成及び知識の普及に関すること
- (4) 競走馬及び馬糧の共同購入及び斡旋に関すること
- (5) 競走馬の保健衛生に関すること
- (6) きゅう務関係者の福利厚生に関すること
- (7) 地域社会の福祉向上に関すること
- (8) その他目的を達成する為に必要な事業

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、次の2種類の会員をもって構成する。

- (1) 正会員 地方競馬全国協会の行う馬主登録を受けた者で、川崎競馬場小向きゅう舎（これに準ずるものを含む。）に常住馬を有する者のうち、この法人の目的に賛同して入会した者
- (2) 名誉会員 この法人に功労があった者又は学識経験者で総会において推薦された者

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の正会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の正会員になろうとする者は、総会において定めるところにより、入会金を納付しなければならない。

2 正会員は、総会の定めるところにより、会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、会長に退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を1年以上履行しなかったとき
- (2) 全正会員が同意したとき
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき

第4章 総会

(構 成)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権 限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第13条 総会は、定時総会として毎年5月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

(議 長)

第15条 総会の議長は、会長がこれにあたる。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決 議)

第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分

の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の行使)

第18条 総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面をもって議決し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前条の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名する。

第5章 役員等

(役員の設置)

第20条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上15名以内
- (2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を会長、2名を副会長とする。

3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長が予め理事会の議決を経て定めた順序により、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、その業務執行に係る職務を代行する。

4 会長及び副会長は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第24条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第26条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(事務局)

第27条 この法人の事務を処理するために、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長1名、その他の職員若干名を置く。

3 事務局長は、会長が理事会の承認を得て任免する。

4 職員の服務及び給与に関し必要な事項は、会長が理事会の決議を経て別に定める。

第6章 理事会

(構成)

第28条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議長)

第31条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 33 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名する。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 34 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 入会金
- (4) 寄付金
- (5) 事業に伴う収入
- (6) 資産から生ずる収入

(資産の管理)

第 35 条 資産は、会長が管理し、その方法は、会長が理事会の議決を経て定める。

(事業年度)

第 36 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 37 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 38 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の付属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の付属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号及び第 4 号の書類については、定時総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。
- (1) 監査報告

第 8 章 剰余金の分配

(剰余金の分配)

第 39 条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散及び残余財産の処分)

第41条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

2 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第42条 この法人の公告は、電子公告とする。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の会長は、加藤豊三とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第36条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

この定款は、平成27年4月1日から施行する。

一般社団法人神奈川県馬主協会競走馬購入奨励金交付事業実施要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、一般社団法人神奈川県馬主協会会員（以下「会員」という。）が、川崎競馬に出走させるために競走馬を購入（仔わけを含む。）する場合、予算の範囲内で競走馬購入奨励金（以下「奨励金」という。）を交付し、もって川崎競馬の発展及び円滑な運営に資することを目的とする。

(奨励事業の対象馬)

第2条 奨励金を交付する馬（以下「対象馬」という。）は、次の各号のとおりとする。

- (1) 一般馬 2歳中に川崎競馬組合が実施する能力試験又は未出走で調教試験に合格したもの
- (2) JRA 転入馬 未出走馬として日本中央競馬会に馬登録し、出走履歴があり、4月から12月までの間に調教試験合格又は試験免除として発表された3歳馬で中央競馬から直接小向きゅう舎（外きゅうを除く。）に転入したもの

(奨励金支給の要件)

第3条 奨励金事業は、次に掲げる各号の要件に該当していなければならない。

- (1) 一般馬は、会員所有馬であること
- (2) JRA 転入馬にあつては、小向きゅう舎入きゅう後、3歳中に南関競馬場で1回以上出走していること及び南関競馬場で出走した時点で会員所有馬であること
- (3) 奨励金の交付を受けようとする年度における年会費が完納されていること
- (4) 当協会が運営する競走馬事故共済事業（以下「共済制度」という。）に加入していること。

(奨励金の限度頭数、金額等)

第4条 対象馬の頭数及び奨励金の額は、別に定めるところによる。

- 2 奨励金の交付は、先着順とし、交付頭数の最終頭数において申込が複数ある場合は、一般馬にあつては能力試験における走破タイムの上位順（走破タイムが同一の対象馬が複数いる場合は、抽選とする。）とし、JRA 転入馬にあつては抽選とする。

(交付申請)

第5条 会員が奨励金の交付を受けようとするときは、競走馬購入奨励金交付申請書（第1号様式）（以下「交付申請書」という。）に、別に定める書類を添えて一般社団法人神奈川県馬主協会会長（以下「会長」という。）に申請するものとする。

- 2 奨励金交付の申込は、その年度の能力試験開始日からその年の最終の馬体検査（共済制度の加入のために行う検査をいう。以下同じ。）の日から1週間以内に行うものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、認定馬及びJRA 転入馬にあつては、南関競馬場で出走した後に行われる馬体検査に合格した日から1週間以内に行うものとする。

(交付決定等)

第6条 会長は、毎月末日（この日が日曜日又は祝日に当たる場合はその翌日（その日が祝日に当たる場合はその翌日）、土曜日に当たる場合はその前日）に交付申請書の提出を締切り、川崎競馬組合が証明した能力試験結果表（能力試験又は調教試験等を免除された認定馬又は JRA 転入馬を除く。）と照合の上、速やかに奨励金の交付決定をするものとする。

2 前項の規定にかかわらず、会長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、川崎競馬における初出走の結果を確認するまでの間、奨励金の交付決定を留保することができるものとする。

(1) 馬体検査の結果に鑑み対象馬の状況を確認することが必要と認めた場合

(2) 第8条に規定する義務に違反する蓋然性があると認めた場合

3 会長は、当協会理事会が特段の事由により奨励金の交付が適当でないと決議した場合は、奨励金の交付を行わないことができるものとする。

4 会長は、奨励金の交付決定をした場合は、申請した会員に交付決定通知書を送付するものとする。

5 会長は、第2項又は第3項の決定をした場合は、申請した会員又は管理調教師に理由を添えて、その旨を通知するものとする。

(奨励金の支払等)

第7条 会長は、奨励金の交付を決定した日の翌日から起算して15日以内に会員が指定した金融機関に奨励金を振込むものとする。

2 会長は、申請した会員に支払通知書を送付するものとする。

(被交付者の義務)

第8条 奨励金の交付を受けた者は、次に定める義務を共済制度が適用される日（以下「義務発生日」という。）から起算して1年間（JRA 転入馬については6か月間）（以下「義務期間」という。）負うものとする。

(1) 奨励金の交付を受けた競走馬（以下「奨励馬」という。）を譲渡（用途変更を含む。以下同じ。）することはできない。ただし、小向きゅう舎内（認定馬及び JRA 転入馬にあっては、外きゅうを除く。）において、会員に譲渡する場合はこの限りでない。この場合において、譲受人は共済制度への加入を継続し、義務期間が満了するまでの残存期間の義務を引き継ぐものとする。

(2) 奨励馬は、小向きゅう舎以外へ転きゅう（JRA への転出を含む。）することはできない。

(3) 奨励馬は、共済制度を任意に脱退できない。

2 第6条第2項により交付決定が遅れてなされた場合における前項の義務は、交付決定がなされた日から起算して1年間（JRA 転入馬にあっては6か月間）とする。

(義務の期間の短縮等)

第9条 奨励金の交付を受けた者（以下「被交付者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合は、残存する義務の期間の短縮（以下「義務短縮」という。）を申請することができる

ものとする。申請期日は、短縮要件を満たした時点から 60 日以内とし、申請期日を過ぎた場合及び申請がない場合は、適用しないこととする。

- (1) 奨励馬が、義務発生日以降 6 回出走（他場での出走を含む。以下同じ。）して、取得賞金がゼロの場合
- (2) 奨励馬が、義務発生日以降 8 回出走して、着順 1 着がゼロの場合
- (3) 奨励馬が、共済制度の支給事由（3 か月の休養を除く。）に該当し、事故見舞金が支給され、かつ競走馬の登録を抹消した場合
- (4) 奨励馬が、共済制度の支給事由とならない休養中の事故により、殺処分、へい死又は競走の用に供することができなくなり用途変更（競走馬の登録を抹消することを必要とする。）した場合
- 2 JRA 転入馬については、前項第 1 号及び第 2 号は適用しない。
- 3 会長は、第 1 項の義務短縮をするに当って、競走馬の登録の抹消を行うこと等の条件を付することができるものとする。
- 4 第 1 項の申請は、奨励馬義務期間短縮申請書（第 2 号様式）に別に定める書類を添えて、会長に提出することによって行うものとする。
- 5 奨励馬義務短縮申請書が提出されたときは、会長は当協会の共済委員会に諮り義務短縮を承認するか否かを決定するものとし、その結果を被交付者に通知するものとする。なお、義務短縮を承認しない場合は、その理由を付さなければならない。
- 6 被交付者は、義務短縮が承認されるまでの間は、なお前条に規定する義務を負うものとする。

（奨励金の返還等）

第 10 条 被交付者が、第 8 条に違反し、若しくは不正な義務短縮の申請（付された条件に違反した場合を含む。）をし、又は義務期間内に退会、除名若しくは会員資格を喪失した場合は、会長が指定した期日までに支給された奨励金の全額を返還しなければならない。

- 2 奨励馬が、共済事由によらずかつ合理的な理由なく、南関東等の競馬に出走しない場合、管理調教師は、当該馬の状況を共済委員長に報告しなければならない。共済委員長は、その内容を理事会に報告し、理事会で不適当と認めたときは、被交付者は、会長が指定する期日までに奨励金の全額を返還しなければならない。
- 3 被交付者が、前 2 項の規程に基づく返還に応じない場合、若しくはそれらの行為が、理事会で悪質と判断された場合は、すべての奨励馬事業並びに在きゅう馬出走着外付加給付金事業の権利を 2 年間喪失させることができるものとする。
- 4 第 2 項の事実関係を調査するため必要と認めたときは、共済委員長は、嘱託獣医師を当該馬の休養先に派遣することができるものとする。

(委 任)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、競走馬購入奨励金交付事業の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 一般社団法人神奈川県馬主協会競走馬購入奨励事業実施要綱は、廃止する。
- 3 この要綱の施行の時ににおいて、一般社団法人神奈川県馬主協会競走馬購入奨励事業実施要綱により奨励金を取得した奨励馬については第 9 条を適用する。
- 4 この要綱の施行の時ににおいて、一般社団法人神奈川県馬主協会競走馬購入奨励事業実施要綱第 10 条に該当する場合は、なお従前の例による。

附 則（認定馬関係の追加関係）

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（第 2 条第 2 項関係ほか）

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（第 2 条、第 3 条、第 6 条、第 10 条関係ほか）

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（第 9 条、第 10 条関係ほか）

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する（※ 2 歳認定奨励馬を廃止した。）。

競走馬購入奨励金交付申請書

一般社団法人神奈川県馬主協会会長 殿

次のとおり、競走馬購入奨励金の交付を申請します。

(一般社団法人神奈川県馬主協会 FAX 044-245-8090)

交付申請年月日		年 月 日									
馬主	住 所	〒 (—)									
		電話 ()									
	氏 名	Ⓜ									
	預託きゅう舎名	きゅう舎 ☐ 外きゅう									
購入馬	馬名	号									
	チップ番号	3 9 2 1 1 8 0									
	種類/性別	サラ2歳 オス/セン ・ メス									
	購入日	年 月 日 ☐ 仔わけ									
	購入価格	円									
能力検査		年 月 日									
共済加入日		年 月 日									
添付書類 (☐ に✓してください)		☐ 売買契約書(写) ☐ 血統登録証明書(写) ☐ 馬登録証(写) ☐ その他()									

(注) 外きゅう、仔わけの場合は、☐に✓してください。

協会処理欄	No	担当者
	60 50	

奨励馬義務期間短縮申請書

一般社団法人神奈川県馬主協会会長 殿

次のとおり、奨励馬義務期間の短縮を申請します。

(一般社団法人神奈川県馬主協会 FAX 044-245-8090)

申請年月日	年 月 日													
馬主住所	〒 () 電話 ()													
馬主氏名	Ⓜ													
預託きゅう舎名	きゅう舎													
馬 名	号 オス/セン・メス													
チップ番号	3	9	2	1	1	8	0							
義務発生日又は 共済馬体検査日	年 月 日													
申請理由 (□に✓してください)	☐ 6回出走して、賞金ゼロ (下の成績欄に成績を記載してください。) ☐ 8回出走して、着順1着ゼロ (下の成績欄に成績を記載してください。) 共済事由の発生 ☐ 競走中の事故により殺処分 ☐ 競走中の事故により用途変更 ☐ 競走中以外の事故により殺処分・用途変更 ☐ 6か月の休養 ☐ 休養中の事故により殺処分、斃死、用途変更													
成 績	出走	出 走 競 馬 場							日 付		レース	着順		
	1走目	川崎・大井・船橋・浦和・その他()							年 月 日					
	2走目	川崎・大井・船橋・浦和・その他()							年 月 日					
	3走目	川崎・大井・船橋・浦和・その他()							年 月 日					
	4走目	川崎・大井・船橋・浦和・その他()							年 月 日					
	5走目	川崎・大井・船橋・浦和・その他()							年 月 日					
	6走目	川崎・大井・船橋・浦和・その他()							年 月 日					
	7走目	川崎・大井・船橋・浦和・その他()							年 月 日					
8走目	川崎・大井・船橋・浦和・その他()							年 月 日						
添付書類 (□に✓してください)	☐ 診断書 ☐ 検案書 ☐ レントゲン写真 ☐ エコー写真 ☐ 化製証明 ☐ 馬登録証(写) ☐ その他()													
協会処理欄											担当者			

※申請は、義務免除要件を満たした日から60日以内とする。

競走馬購入奨励金返還申出書

一般社団法人神奈川県馬主協会会長 殿

住所（〒 — ）

申出人（馬主）名 ⑩

申出年月日 年 月 日

次のとおり、競走馬購入奨励金を返還することを申し出ます。

馬 名	
預託調教師名	
奨励金支給日	年 月 日
返還の理由	・ 転きゅう ・ 譲渡 ・ 廃馬 ・ その他（ ）
	措置した年月日 年 月 日
	返還に至った詳細な理由
返 還 額	円

一般社団法人神奈川県馬主協会競走馬購入奨励金交付事業実施要綱第4条
第1項により、2019年度の奨励金の交付頭数及び金額を次のとおりとする。

1 奨励馬の交付頭数及び奨励金の額

(1) 交付頭数

ア 一般馬	130 頭
イ 日本中央競馬会所属3歳転入馬	50 頭

(2) 奨励金の額

- ア 一般馬
- (ア) 1頭につき100万円の交付とする。
 - (イ) 1馬主につき3頭までとする。
- イ 日本中央競馬会所属3歳転入馬
- (ア) 1頭につき30万円の交付とする。
 - (イ) 1馬主につき2頭までとする。

※原則として、1会員につき、高額奨励馬と一般馬の合計頭数の上限を3頭とする。

2 交付申請等における申請書以外の添付書類

(1) 交付申請（第5条関係）

売買契約書（写）、血統登録証明書（写）、馬登録証（写）、その他当協会が指定するもの（これらのうち1種類又は複数）

(2) 奨励馬義務義期間短縮申請（第9条関係）

馬登録証（写）、診断書、検案書、レントゲン写真、エコー写真、化製証明、その他当協会が指定するもの（これらのうち1種類又は複数）

3 一般馬の特例

一般社団法人神奈川県馬主協会競走馬購入奨励金交付事業実施要綱第2条第1号の規定にかかわらず、3歳未出走馬が、3歳3月末日までに川崎競馬組合が実施する能力試験に合格し、当該年度内に共済制度に加入した場合は、予算の範囲内で、奨励金を支給することとする。ただし、奨励金の額と頭数は、理事会で決定する。

4 その他

年度内に奨励金の返還があった場合は、理事会で協議し、その用途を決定する。

一般社団法人神奈川県馬主協会高額競走馬購入奨励金交付事業実施要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、一般社団法人神奈川県馬主協会会員（以下「会員」という。）が、川崎競馬に出走させるために競走馬をセリ市場において購入した場合、予算の範囲内で高額競走馬購入奨励金（以下「高額奨励金」という。）を交付し、もって「川崎競馬の在きゅう馬を確保する」とともに、「強い馬づくり」を図り、川崎競馬の発展及び円滑な運営に資することを目的とする。

(対象馬等の要件)

第2条 高額奨励金を交付する競走馬（以下「対象馬」という。）は、会員が次条に定めるセリ市場（以下「セリ」という。）で落札（以下「取得」という。）し、川崎競馬小向きゅう舎（外きゅうを除く。）に繋養した馬とする。

2 高額奨励金の額及び対象馬の数は、次のとおりとする。

(1) 高額奨励金の額は、取得価格(消費税を除く。)の4割とする。ただし、別に定める額を限度とし、高額奨励金の額に1万円未満の端数を生じたときはその端数を切り捨てるものとする。

(2) 対象馬の数は、別に定めるところによる。

3 一般社団法人神奈川県馬主協会会長（以下「会長」という。）は、同一馬について一般社団法人神奈川県馬主協会競走馬購入奨励金交付事業実施要綱（平成26年4月2日施行）（以下「一般奨励金要綱」という。）による競走馬購入奨励金と高額奨励金を重複して交付しない。

(セリ市場)

第3条 高額奨励金交付の対象とするセリは、次のとおりとする。

(1) 九州1歳市場	主催	九州軽種馬協会	2019.6.25
(2) 八戸市場	※1歳馬 主催	青森県軽種馬生産農業協同組合	2019.7.2
(3) セレクトセール	※1歳馬 主催	一般社団法人・日本競走馬協会	2019.7.8-9
(4) セレクションセール	※1歳馬 主催	HBA日高軽種馬農業協同組合	2019.7.16
(5) サマーセール	※1歳馬 主催	HBA日高軽種馬農業協同組合	2019.8.19-22
(6) セプテンバーセール	※1歳馬 主催	HBA日高軽種馬農業協同組合	2019.9.17-18
(7) オータムセール	※1歳馬 主催	HBA日高軽種馬農業協同組合	2019.10.15-16

(応募等)

第4条 会員が、高額奨励金の交付を受けようとするときは、別に定める日までに高額奨励金受給応募書（第1号様式）を会長に提出し応募するものとする。

2 高額奨励金受給応募書の提出数は、会員1人につき1通とする。

3 会員が、代理人（川崎競馬所属調教師に限る。以下同じ。）により応募するときは、委任状を提出するものとする。

4 会長は、申請する年度における年会費が完納されていないときは高額奨励金受給応募書を受理しない。ただし、その年度の年会費の納付期限が到来していないときはこの限りでない。

(抽選等)

第5条 会長は、前条により応募した者（以下「応募者」という。）の内から抽選で高額奨励金受給資格者（以下「受給資格者」という。）を決定するものとする。ただし、応募者が対象馬の数を超えないときは、抽選を行わない。

2 抽選は、公開とし次により行う。

- (1) 抽選順位を決定するための抽選
- (2) 受給資格者を決定するための抽選
- (3) 応募者又は代理人が籤を引くものとする。

3 応募者が籤を引くときは、会員証を提示しなければならない。

4 応募者又は代理人が抽選に欠席又は遅刻（抽選順位を決定する抽選の終了時点より遅れたこと。）したときは、応募を撤回したものとみなす。

(受給資格者等)

第6条 会長は、受給資格者を応募者が対象馬の数を超えるときは対象馬の数に一致するまでを当選受給資格者（以下「当選者」という。）と、その数を超えたものを補欠受給資格者（以下「補欠者」という。）とする。

2 会長は、補欠者について、順位を付すものとする。

3 会長は、受給資格者に高額奨励金受給資格取得通知書（第2号様式）を交付するものとする。この場合において、補欠者にはその旨及び順位を付記するものとする。

(受給資格者の義務)

第7条 受給資格者は、次の義務を負うものとする。

- (1) 受給資格者の地位を贈与又は譲渡してはならない。
- (2) 次条第1号又は同条第2号に該当したときは、速やかに会長に報告しなければならない。

(受給資格の取消し)

第8条 会長は、受給資格者に次の各号のいずれかに該当したときは、受給資格を取り消すものとする。

- (1) 受給資格を放棄又は辞退したとき
- (2) セリで対象馬を取得しなかったとき
- (3) 前条第1号に規定する義務に反したとき
- (4) 第10条第1項に定める日までに高額奨励金の交付申請がないとき（※ただし、補欠受給資格者は、この限りでない。）

(補欠受給資格者の繰り上げ)

第9条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは受給資格者の決定の日から3月31日までの間、補欠者をその順位により当選者として繰り上げることができるものとする。ただし、第2号及

び第3号にあっては、交付決定が第11条第2項によるときは全ての対象馬について該当するときに限る。

(1) 前条により受給資格を取消したとき

(2) 第13条により高額奨励金の交付決定が取消されたとき

(3) 第14条第1項及び同条第3項により交付決定が無効となったとき

2 会長は、補欠者を当選者として繰り上げたときは、繰り上げた補欠者に通知するものとする。

3 第1項に規定する期間内に補欠者を当選者として繰り上げがなかったときは、補欠者の受給資格者の地位は無効とする。

(高額奨励金の交付申請)

第10条 当選者は、対象馬を取得したときは11月末日までに高額奨励金交付申請書(第3号様式)に別に定める書類を添えて会長に高額奨励金の交付申請をするものとする。ただし、11月末日以降に補欠者が当選者に繰り上げられたときは、会長が指定した日までに交付申請するものとする。

2 前項の場合において、当選者が2頭以上の対象馬を取得しているときは、対象馬に高額奨励金の交付の順位を付して交付申請できるものとする。この場合において、当選者は、対象馬の数に応じた数の高額奨励金交付申請書を一括して提出するものとする。

(高額奨励金の交付決定等)

第11条 会長は、高額奨励金の交付申請があったときは、審査委員による審査のうえ高額奨励金の交付を決定し、高額奨励金交付決定書(第4号様式)を送付するものとする。

2 会長は、前条第2項による交付申請については対象馬に高額奨励金の交付の順位を付して高額奨励金の交付を決定するものとする。この場合において、前条第2項後段の規定を準用する。

3 審査員の構成等は、別に定めるところによる。

(交付決定者の義務)

第12条 交付決定を受けた者(以下「被決定者」という。)は、次の義務を負うものとする。

(1) 次条第1号、同条第3号又は同条第4号に該当したときは、速やかに会長に報告しなければならない。

(2) 対象馬について、高額奨励金が支給される前に所有権の一部(持分)を贈与又は譲渡してはならない。

(交付決定の取消し)

第13条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取消すものとする。

(1) 対象馬が、能力試験受験前に競走馬としての能力を喪失したとき

(2) 対象馬が、3歳の3月末日までに、当協会が別に運営する競走馬事故共済事業(以下「共済制度」という。)の馬体検査に合格しなかったとき

(3) 対象馬を川崎競馬場以外の競馬場(JRAを含む。)に転きゅう・出走させたとき

(4) 被決定者が、対象馬の所有者でなくなったとき

(5) 前条第2号に規定する義務に反したとき

(6) セリが取消し又は無効となったとき若しくはセリに違法又は不正があったとき

(7) 受給資格者が、当協会を退会・除名又は会員資格を喪失したとき

(8) その他、この要綱の規定に反する事由があったと認められるとき

2 対象馬が2頭以上のときは、前項第1号から第6号までの規定に該当した対象馬についても同様とする。

(交付決定の無効)

第14条 対象馬が一般奨励金要綱による競走馬購入奨励金を受給したときは、交付決定は無効とする。

2 被決定者が高額奨励金を受給したときは、第11条第2項によるその他の対象馬に係る交付決定は無効とする。

(対象馬の差し替え)

第15条 第11条第2項により交付決定された被決定者は、第1順位の対象馬に第13条第1号から第5号までの規定に該当したときは、次順位以下の対象馬をもって高額奨励金交付の対象に差し替えることができるものとし、被決定者は高額奨励金対象馬差替申請（第5号様式）を会長に提出するものとする。ただし、差し替えのできる期間は、差し替えされる対象馬が共済制度に加入できる期限までの間とする。

(高額奨励金の支給等)

第16条 会長は、対象馬が共済制度に加入したときは高額奨励金を支給するものとする。

2 前条により次順位以下の対象馬を繰り上げたときは、繰り上げた対象馬の取得価格をもって第2条第2項第1号により算出した額を支給する。ただし、繰り上げられる前の第1順位であった対象馬に係る算出額を超えないものとする。

3 会長は、対象馬が共済制度に加入した日の翌日から起算して15日以内に被交付決定者が指定した金融機関の口座に振込むものとする。

4 前項の規定にかかわらず、会長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、川崎競馬における初出走の結果を確認するまでの間、高額奨励金の支給を留保することができるものとする。

(1) 共済制度の馬体検査の結果に鑑み、対象馬の状況を確認することが必要と認めた場合

(2) 次条で準用する一般奨励金要綱第8条第1項に規定する義務に違反する蓋然性があると認めた場合

5 会長は、高額奨励金を支給する年度における年会費が完納されていないときは高額奨励金を支給しない。

(受給者の義務)

第17条 高額奨励金を支給された者について、一般奨励金要綱第8条（第2項を除く。）から

第10条までの規定を準用する。この場合において「奨励金」とあるのは「高額奨励金」と「高額競走馬購入奨励金交付事業」とあるのを「競走馬購入奨励金交付事業」と読み替えるものとする。

- 2 前項により準用する同要綱第8条第1項の義務期間の間、対象馬を川崎競馬小向きゅう舎（外きゅうを除く。）に繋養しなければならない。

（委 任）

第18条 この要綱に定めるもののほか、高額競走馬購入奨励金交付事業の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

2019年度において、一般社団法人神奈川県馬主協会高額競走馬購入奨励金交付事業実施要綱の中で、別の定めは次のとおりとする。

- ・第2条第2項第1号の額（限度額）は、200万円とする。
- ・第2条第2項第2号の数（対象馬の数）は、20頭とする。ただし、20頭を下回ることがある。
- ・第10条第1項の書類（添付書類）は、売買契約書（写）及び血統登録証明書（写）とする。
- ・第11条第3項の審査員の構成等は、共済委員会委員とする。

高額競走馬購入奨励金受給応募書

一般社団法人神奈川県馬主協会会長 殿

高額奨励金を受給したいので応募します。

申請年月日 年 月 日

〒 -

住 所

電 話

会員氏名

⑩

(代理人)

代理人電話

委任状

高額奨励金受給応募等に関する事務を以下の調教師に委任します。

委任年月日 年 月 日 委任者名

⑩

1 調教師名

2 一般社団法人神奈川県馬主協会監事に抽選の籤引きについて委任します。

(注) 1, 2のいずれかに○を付けてください。

(注) 高額奨励金受給応募書の提出は、1会員につき1通とします。

代理人により申請する場合は、上の委任状に必要事項を記載してください。

代理人は、川崎所属の調教師に限ります。

ただし、調教師名が未記入の場合は、当協会の監事への委任とみなします。

応募の締め切り日は、2019年 5月10日(木)(必着)です。

申込者が21名以上の場合は、公開抽選となります。後日申込者数をお知らせします。

抽選日は、2019年5月16日(木)13時30分からを予定しています。

抽選の場合は、本人又は代理人は必ず出席してください。籤を引いていただきます。

抽選に欠席・遅刻したときは、申し込みを辞退したものとみなします。

抽選にお越しの場合は、会員証をご持参ください。呈示していただきます。

協会処理欄 No

担当者

(一般社団法人神奈川県馬主協会 TEL 044-246-5050 FAX 044-245-8090)

第2号様式(第6条関係)

様

年 月 日

一般社団法人神奈川県馬主協会

会長 印

高額競走馬購入奨励金受給資格取得通知書

次のとおり、高額奨励金の受給資格が決定しましたので通知します。

当選

補欠

順位

位

【注意事項】

高額奨励金を受給しようとするセリで取得した馬が決まったときは、高額奨励金交付申請書に必要書類を添付して馬主協会に提出してください。

必要書類は、売買契約書(写し)、血統登録証明書(写し)です。

2019年11月30日までに高額奨励金交付申請書が馬主協会に提出されなかったときは、高額奨励金の受給資格を取り消しますのでご注意ください。

受給資格者は、この資格を辞退したとき、又はセリで馬を取得しなかった(できなかった)ときは、速やかに馬主協会にご連絡ください。

この通知で、補欠となっている場合は、順位に応じて繰り上げによって当選者となることがあります。繰り上げ当選となった場合は、改めて通知します。

当選、補欠の受給資格を第三者に贈与、譲渡することを禁止します(譲渡したときは、受給資格を取り消します)。

(一般社団法人神奈川県馬主協会 TEL 044-246-5050 FAX 044-245-8090)

高額競走馬購入奨励金交付申請書

一般社団法人神奈川県馬主協会会長 殿

次のとおり、高額奨励金の交付を申請します。

(一般社団法人神奈川県馬主協会 FAX 044-245-8090)

交付申請年月日等		年 月 日										
馬主	住 所	〒 (—)										
		電話 ()										
	氏 名	ⓐ										
	代理人氏名											
購入馬	馬 名	号										
	チップ番号	3	9	2	1	1	8	0				
	種類/性別	サラ 歳					オス ・ メス					
	父	号										
	母	号										
	セリの名称											
	購入日	年 月 日										
	購入価格	円 (消費税を除く額)										
	複数取得のとき	順位 (頭中 位)										
添付書類 (□に✓してください)		☐ 売買契約書(写) ☐ 血統登録証明書(写) ☐ その他()										

(注) 複数の馬を取得(複数取得)し、複数の馬について交付申請する場合は、それぞれの馬について交付申請書を作成し、一括して同時に交付申請書を提出してください。

馬名が決定していないときは、「〇〇〇2017」等と記入してください。
代理人(川崎競馬所属調教師に限ります)による申請の場合は、代理人氏名を記入してください。

協会処理欄	No	担当者

様

年 月 日

一般社団法人神奈川県馬主協会

会 長 印

高額競走馬購入奨励金交付決定書

次のとおり、高額競走馬購入奨励金の交付決定しましたので、通知します。

交付決定額 円

対象馬	馬名	号																								
	チップ番号	<table><tr><td>3</td><td>9</td><td>2</td><td>1</td><td>1</td><td>8</td><td>0</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>												3	9	2	1	1	8	0						
	3	9	2	1	1	8	0																			
	種類/性別	サラ 歳 オス ・ メス																								
	父	号																								
	母	号																								
	セリの名称																									
購入日	年 月 日																									
複数取得のとき		順位 （ 頭中 位）																								

(一般社団法人神奈川県馬主協会 TEL 044-246-5050 FAX 044-245-8090)

高額競走馬購入奨励金対象馬差替申請書

一般社団法人神奈川県馬主協会会長 殿

次のとおり、高額競走馬購入奨励金対象馬の差し替えを申請します。

(一般社団法人神奈川県馬主協会 FAX 044-245-8090)

差替申請年月日等		年 月 日													
馬主	住 所	〒 (—)													
		電話 ()													
	氏 名	Ⓜ													
	代理人氏名														
差し替え後の馬名	馬 名	号													
	チップ番号	3	9	2	1	1	8	0							
	種類/性別	サラ 歳 オス ・ メス													
	父	号													
	母	号													
	セリの名称														
	購入日	年 月 日													
	購入価格	円 (消費税を除く額)													
	複数取得のとき	順位 (頭中 位)													
差し替え前の馬名	馬 名														
	複数取得のとき	順位 (頭中 位)													
差し替えの理由															

(注)馬名が決定していないときは、「〇〇〇2017」等と記入してください。
代理人(川崎競馬所属調教師に限ります)による申請の場合は、代理人氏名を記入してください。

協会処理欄	No	担当者

一般社団法人神奈川県馬主協会在きゅう馬出走着外付加給付金交付要綱

(目 的)

第 1 条 川崎競馬の振興と活性化を図る為、川崎競馬開催時、川崎競馬組合（以下「組合」という。）が支給する出走馬の着外手当の他に、別途、一般社団法人神奈川県馬主協会（以下「協会」という。）が協会会員（以下「会員」という。）に対し、会員所有の川崎在きゅう馬の着外に対する付加給付として、着外付加給付金を支給する。

(着外付加給付金の額)

第 2 条 6 着以下の馬に対し、着外付加給付金として、1 頭につき 3 万円を支給する。ただし、5 着同着、失格及び競走中止した場合は支給しない。

(受給資格要件)

第 3 条 この手当は、次の要件を満たした出走馬に支給するものとする。

- (1) 出走馬は、会員が所有する川崎在厩馬であること。
- (2) 会費を完納した会員であること。
- (3) 新たに会員の資格を取得した者については、会員登録時点（協会の理事会で加入が承認された日の翌月の初日）に資格要件を満たしたものとみなす。

(支給限度額)

第 4 条 着外付加給付金の総支給額は、当該事業の当初予算額を限度とし、順次支給するものとし、予算を超える時点で打ち切ることがある。

2 支給を打ち切る際、支給順位は、走破タイム上位順により決定するものとする。

(支給財源)

第 5 条 着外付加給付金の財源は、組合と協会が協議の上、組合の定める用途を特定した補助金の交付を受け実施するものであり、他の事業への流用はできない。

(着外馬の摘出)

第 6 条 協会は、毎開催ごとに組合が発刊する「川崎競馬成績」に基づき、受給資格要件を満たした会員の出走馬について摘出し、集計するものとする。

(支払時期)

第 7 条 前条にて集計した着外付加給付金は、各会員ごとに集計し、原則、年度間の 6 月・8 月・10 月・12 月・2 月と翌年 4 月の 6 回に分け、各会員の指定金融機関会員名義口座に振込むものとする。

* 支給に際し、神奈川県川崎競馬組合の審査を受けることから、年 6 回の支給となっている。

(支払方法)

第 8 条 会員は、予め着外付加給付金を受け取る金融機関を指定し、協会に届け出るものとする。

2 協会は、前条の各支払い月ごとに各会員の指定金融機関に着外付加給付金を振込むものとする。

3 振込手数料は、協会が負担するものとする。

(着外付加給付金振込先金融機関届)

第 9 条 前条の金融機関の指定は、「振込先指定金融機関届」(第 1 号様式)により、協会へ事前に届け出るものとする。

2 金融機関口座名義人は、会員名義の口座であること

3 前項の届出印は、指定金融機関に届け出た印鑑を押印して提出すること

(着外付加給付金の明細通知)

第 10 条 着外付加給付金の明細通知は、振込集計時点ごとにまとめた明細書を作成し、受給者に通知するものとする。

(事業報告)

第 11 条 本事業は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとし、事業終了後 1 か月以内に事業報告書を組合に提出し、精算するものとする。

(着外付加給付金の返還)

第 12 条 会員が協会定款第 9 条により除名されたときは、除名されるに至る行為がなされた時点以降に支給された着外付加給付金は、その全額を返還するものとする。

2 当協会が会員に支給するその他の事業で違反して返還を求められた場合も、前項の規程を準用する。

(その他)

第 13 条 この要綱の定めのほか、運用手続き等詳細事項については、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

3 この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

4 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

5 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

振込先指定金融機関届

年

月

日

一般社団法人神奈川県馬主協会会長 殿

会 員 住所

電話

氏名

印

給付金は、次の私名義金融機関口座へ振り込んでいただきますよう届け出ます。

金融機関名	銀行名	フリガナ						
		漢 字	銀行 ・ 信金 信組 ・ 農協					
	支店名	フリガナ						
		漢 字	支店					
お受取人	預金種目	☐ 普通 ☐ 当座 ☐ 貯蓄						
	口座番号							
	お名前	フリガナ						
		漢 字						

- (注) 1. 漢字は、楷書で記載してください。
2. 振込先の金融機関が該当する金融機関を○で囲ってください。
3. 預金種目は、該当する種類の□をチェックしてください。
4. お名前のフリガナは、必ずご記入ください。

u-line	名簿

一般社団法人神奈川県馬主協会競走馬事故共済規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人神奈川県馬主協会（以下、「協会」という。）の会員が所有する競走馬で、競走馬事故共済に加入している競走馬（以下、「共済加入馬」という。）の不慮の事故等による故障の発生等に対して、事故見舞金（以下、「見舞金」という。）を支給することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 競走中 競馬に出走させるために競馬場構内に入場してから競走終了後、競馬場構内を出場するまでの間をいう。
- (2) 競走中以外 川崎競馬場及び川崎競馬場に所属するきゅう舎（小向きゅう舎の構内を含む。この項において同じ。）並びに練習馬場において調教師の指導の下での調教中（能力調教試験を含む。）並びに競馬に出走させるため競馬場構内に入るまで及び競走終了後、競馬場構内を出て川崎競馬場に所属するきゅう舎（以下「小向内きゅう舎」という。）に戻るまでの間をいう。
- (3) 共済事由 殺処分、へい死、事故による用途変更若しくは事故による3か月又は6か月の休養をいう。
- (4) 予後不良 事故により治療が困難で、安楽死処分が適当であると診断された状態をいう。
- (5) へい死 心臓発作等により突然死亡したことをいう。
- (6) 転きゅう 川崎競馬場に所属するきゅう舎から他の小向内きゅう舎への変更をいう。
- (7) 転出 小向内きゅう舎から他競馬場（JRAを含む。）のきゅう舎への変更をいう。
- (8) 対象休養 見舞金の支給対象である休養をいう。
- (9) リフレッシュ休養 見舞金の支給対象とならない小向きゅう舎外での休養をいう。
- (10) 休養中 対象休養にあつては、事故発生日の翌日から再出走日又は調教試験受験合格日まで、リフレッシュ休養にあつては、小向きゅう舎から移動した日の翌日から小向きゅう舎に帰きゅうした日までをいう。

第2章 共済加入

(加入馬の資格)

第3条 競走馬事故共済（以下「共済事業」という。）に加入できる競走馬は、川崎競馬場所属調教師と預託契約を締結した協会の会員（以下「協会員」という。）所有馬で、次の条件を満たした馬とする。

- (1) 2歳新馬（一般奨励）：外きゅう馬も可とし、3歳3月31日までに能力試験に合格する。
- (2) 2歳新馬（高額奨励）：小向に入りきゅうし、3歳3月31日までに能力試験に合格する。
- (3) 3歳転入馬（JRA 奨励）：小向に入りきゅうし、3歳中に南関東で1走以上する（＊1）。

- (4) 2、3歳の転入馬：外きゅう馬を含め、南関東で1走以上する（＊1）。
- (5) 2、3歳の南関東移籍馬：外きゅう馬を含め、川崎競馬への出走資格を有する（＊1）。
- (6) (1) から (5) 以外の川崎競馬に出走資格を有する2、3歳馬（＊1）

※1 再検査指定、出走停止処分を受けていないこと。

- 2 一度脱会した馬は、再加入を認めない。

（加入手続）

第4条 協会員は、所有馬を共済事業に加入させようとするときは、馬登録証を添付して協会の会長に共済加入申請書（第1号様式）（以下「加入申請書」という。）を提出するものとする。

- 2 加入申請書は、馬体検査実施日の2日前の協会の業務終了時刻までに協会の会長に提出するものとする。ただし、2日前の日が協会の業務を行わない日である場合は、協会の会長が別に定める日とする。

（加入資格審査等）

第5条 加入申請書が提出されたときは、協会の会長は審査委員による馬体検査を行い、審査委員会において審査の上、共済事業加入の可否を決定するものとする。

- 2 協会の会長は、共済事業加入を決定した場合は、当該共済加入馬の馬主（以下「当該馬主」という。）にそのことを通知するものとする。
- 3 協会が嘱託した獣医師（以下「嘱託獣医師」という。）は、審査委員とする。

（掛 金）

第6条 共済事業に加入が決定したときは、当該馬主は、次の掛金を納付しなければならない。

サラ系1頭につき月額5千円

- 2 掛金は、協会の会長が指定した集金日に納付するものとし、正当な理由なくして滞納した場合は、見舞金は支給しないものとする。
- 3 当該馬主は、共済事由が発生した月の掛金は納付するものとする。
- 4 当該馬主は、休養中においても第1項に規定する掛金を納付するものとする。
- 5 当該馬主は、対象休養の場合において休養中の掛金について見舞金から控除（天引き）するよう申請できるものとする。

（掛金の返還）

第7条 一度納入した掛金は、次のいずれかに該当する場合を除き、これを返還しない。

- (1) 前条第4項に規定する場合で、第9条第1項に規定する共済加入馬移動届をし、かつ対象休養においては協会の会長が再出走を確認し又は調教試験合格を確認したとき、リフレッシュ休養においては、協会の会長が小向きゅう舎への帰きゅうを確認したときにおいて休養中に納付した掛金（移動した月及び帰きゅうした月の掛金を除く。）であるとき
- (2) 共済事由発生後に納付した掛金（前条第3項及び前条第4項の場合を除く。）であるとき

- (3) 共済事業から脱退した場合（脱退したものとみなされた場合を含む。）において、脱退した月の翌月以降の掛金として納付した掛金であるとき。ただし、前条第5項の申請により控除（天引き）された掛金を除く。

2 前項各号に該当する場合は、掛金は馬主に返還するものとする。

第3章 見舞金

（見舞金の支給額等）

第8条 共済加入馬に共済事由が発生した場合には、当該共済加入馬の所有者に対し、事故見舞金支給表（別表1）に定めるところにより、協会の予算の範囲内で見舞金を支給する。

2 前項に規定する見舞金の支給は、審査委員会において共済事業の加入が決定された日又は初回の掛金を納付した日のいずれか遅い日の翌日以降に発生した共済事由からとする。

（共済加入馬の移動等）

第9条 共済加入馬を受託している調教師は、共済加入馬を小向内きゅう舎以外の場所に移動して対象休養又はリフレッシュ休養をさせるときは、共済加入馬移動届（第2号様式）により移動後1週間以内に協会の会長に届け出なければならない。小向内きゅう舎以外の場所において対象休養又はリフレッシュ休養を終え帰きゅうさせるときも同様とする。

2 前項の場合において、外きゅうは小向内きゅう舎以外の場所とみなす。

3 第1項後段に規定する届け出が同項に規定する届け出期間経過後になされた場合は、届け出がなされた日をもって帰きゅうしたものみなす。

4 共済加入馬が転きゅう又は転出した場合は、第1項の規定を準用する。

5 共済加入馬を受託している調教師は、共済加入馬の所有者が死亡又は変更した場合は、速やかに協会の会長に届け出るものとする。

（見舞金の支給制限等）

第10条 共済加入馬を不当使用し若しくは管理上において故意又は重大な過失により負傷、死亡等の事故を発生させた疑いのある場合は、実状を審査し、見舞金を支給しないか又は減額することがある。

2 対象休養中の共済加入馬が、休養届出期間（共済加入馬に休養が必要であるとして診断書に記載された期間。以下同じ。）満了前に競走に出走した場合は、追加見舞金は支給しない。ただし、休養期間（事故発生の日から起算し、次に出走した日の前日までをいう。）が、休養届出期間の3分の2以上を経過している場合はこの限りでない。

3 共済加入馬が転出し又は協会員が協会員でなくなった場合（定款第10条に規定する協会員資格の喪失を含む。）は、共済事業から脱退したものとみなし、見舞金は支給しない。

4 休養中に発生した共済事由については見舞金を支給しない。ただし、対象休養を小向きゅう舎（外きゅうを除く。）から移動することなく小向きゅう舎内で行っている場合に発生した共済事由（3か月又は6か月の休養を除く。）又は再出走時若しくは調教試験時に発生した共済事由についてはこの限りでない。

5 小向きゅう舎の外きゅうにおいて発生した共済事由については、見舞金を支給しない。

- 6 前条第5項の場合において、共済加入馬の新しい所有者が協会員でないときは、共済事業から脱退したものとみなし、所有者の変更に発生した共済事由に係る見舞金は支給しない。
- 7 年度途中において、予算執行上不都合の発生する恐れが生じたとき又は特別の理由のある場合は、支給額を変更することができる。
- 8 共済加入馬が落雷等の天災、悪性伝染病等により一時に多数の共済事由が発生した場合は、支給額を変更することができる。
- 9 前2項の支給額の変更は、協会の理事会の決議をもって行う。

(見舞金交付申請の手続等)

第11条 見舞金の交付を受けようとする者は、共済加入事故馬見舞金交付申請書(第3号様式)(以下「交付申請書」という。)に次に定める関係書類を添えて、協会の会長に申請するものとする。

- (1) 予後不良により殺処分した場合、嘱託獣医師の発行する死亡診断書又は検案書
- (2) へい死した場合、嘱託獣医師の発行する死亡診断書又は検案書
- (3) 事故により用途変更する場合、嘱託獣医師の発行する診断書、レントゲン写真等協会の会長又は嘱託獣医師が必要とする書類及び抹消登録証(次条に規定する期間内に提出できないときは、抹消登録証発行後速やかに提出するものとする。)
- (4) 事故により休養する場合、嘱託獣医師の発行する診断書
- (5) 競走中の事故で安楽死となった場合等で、嘱託獣医師が診断・検案できない場合は、主催者が発行する診断書

(交付申請)

第12条 見舞金の交付申請は、共済事由が発生した日の翌日から起算して2週間以内に行うものとする。ただし、2週間以内に交付申請できない特別の理由があると協会の会長が認めた場合は、この限りでない。

(交付決定等)

第13条 協会の会長は、交付申請書の提出があったときは、審査の上、見舞金の額(休養期間の判断は、共済委員長が、嘱託獣医師の診断に係る意見を聞いた上で決定し、理事会に報告する。)及び支給の時期について決定し、書面で当該馬主に交付決定を通知するものとする。

(見舞金の支給)

第14条 見舞金の支給は、次の各号に定めるところにより行う。

- (1) 殺処分、へい死又は事故による用途変更の場合、交付申請書を受領した後遅滞なく支給する。
 - (2) 事故による3か月又は6か月の休養の場合、見舞金の一部(事故見舞金支給表(別表)に定める額。)は申請書を受領した後、その追加額見舞金は、協会の会長が再出走を確認した後又は調教試験の結果を確認した後(後払い)、遅滞なく支給する。
- 2 見舞金は、共済加入馬の所有者の預金口座に振り込むものとする。

(帰きゅう付加金)

第 14 条の 2 前条第 1 項第 2 号に規定する追加額が支給される場合において、事故見舞金支給表 (別表 1) に定める額を帰きゅう付加金として追加額に加えて支給する。

第 4 章 長期在きゅう馬報奨金

(支給対象)

第 15 条 小向内きゅう舎 (外きゅうを除く。) に繋留されている共済加入馬が、共済事業から脱退した場合、長期在きゅう馬奨報金支給表 (別表 2) に定めるところにより、協会の予算の範囲内で長期在きゅう馬報奨金 (以下「在きゅう馬報奨金」という。) を支給する。

(在きゅう馬報奨金の支給制限等)

第 16 条 前条の規定にかかわらず、第 8 条第 1 項の規定により、見舞金が支給されたときは在きゅう馬報奨金を支給しない。ただし、競走中及び競走中以外の事故により 3 か月の休養若しくは 6 か月の休養と診断された場合において、馬主又は調教師が休養に係る事故見舞金の支給に替え、在きゅう馬報奨金の支給を受けることを選択 (この条において「支給選択」という。) した場合、又は競走中及び競走中以外の事故により 3 か月の休養若しくは 6 か月の休養による事故見舞金の支給を受けた後、休養期間に 1 か月を加えた期間内に支給選択した場合は、見舞金が支給されなかったものとして、在きゅう馬報奨金を支給する。

2 前項ただし書の場合において、事故発生日をもって共済脱退日とみなす。

3 リフレッシュ休養をしている共済加入馬が、帰きゅうせずに休養中に用途変更、譲渡、転出等をした場合は、リフレッシュ休養に出た日をもって共済脱退日とみなす。

4 第 7 条第 1 項第 1 号の規定により掛金の返還を受けている場合は、掛金の返還を受けた月数を小向内きゅう舎在きゅう月数から控除する。ただし、在きゅう馬報奨金の基礎部分についてはこの限りでない。

5 共済加入馬が、共済事業から脱退した日より前に対象休養により見舞金が支給されている場合は、別に定める額を控除して在きゅう馬報奨金を支給する。

6 第 1 項ただし書後段に該当する場合にあっては、在きゅう馬報奨金の支給額から既に休養見舞金として支給されている額を控除して支給する。

7 第 1 項ただし書後段に該当する場合及び第 3 項に該当する場合は、第 7 条第 1 項第 3 号の規定は適用しない。

8 協会員が協会員でなくなった場合 (退会、除名又は定款第 10 条に規定する協会員資格の喪失。) において、その者が所有している共済加入馬について在きゅう馬報奨金は支給しない。

(在きゅう馬報奨金の申請)

第 17 条 在きゅう馬報奨金の交付を受けようとする者は、長期在きゅう馬報奨金交付申請書 (第 4 号様式) を協会会長に提出するものとする。

(在きゅう馬報奨金の支給)

第 18 条 在きゅう馬報奨金の支給は、交付申請書の受領後、遅滞なく行う。

(準用規定)

第 19 条 第 10 条第 7 項から第 9 項まで、第 12 条、第 13 条及び第 14 条第 2 項の規定は、在きゅう馬報奨金の支給に準用する。この場合において、「共済事由」とあるのは「共済からの脱退事由」と、「見舞金」とあるのは「在きゅう馬報奨金」と読み替えるものとする。

第 5 章 その他

(その他)

第 20 条 この規程に定めるもののほか、共済事業の運用に関し必要な事項は、協会の理事会の決議のうえ協会の会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。
- 2 社団法人神奈川県馬主協会競走馬事故共済規程は、廃止する。
- 3 施行日より前に発生した共済事由に基づく見舞金の支給は、なお従前のクラス別見舞金の額による。
- 4 施行日より前に共済事業に加入した外厩に繋養されている共済加入馬については、第 10 条第 4 項及び同条第 5 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 施行日に現に事故による休養中の共済加入馬にあつては、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。

附 則（長期在きゅう馬報奨金関係）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

附 則（第 6 条、第 14 条の 2 関係ほか）

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。ただし、改正後の第 6 条第 5 項及び第 14 条の 2 の規定は、平成 28 年 3 月 28 日以降に発生した事故から適用し、平成 28 年 3 月 28 日より前に発生した事故については、なお従前の例による。

附 則（第 3 条関係等）

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

附 則（別表 1 関係等）

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。

附 則（第 13 条関係）

この規定は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する（※ 2 歳認定奨励馬の記載を削除した。）。

別表1(第8条関係)

事故見舞金支給表【2019年度】

(単位: 千円)

発生区分		競走中			競走中以外		競走中及び競走中以外	
処理区分		殺処分	用途変更		殺処分又は用途変更		休 養	
説 明		競走中に予後不良となり殺処分された場合又は競走中にへい死した場合	競走中の故障により競走の用に供することができなくなり、競馬以外の用途にする場合		故障等により、殺処分、へい死又は競走の用に供することができなくなり、競馬以外の用途にする場合		故障等のため休養する場合	
							3か月	6か月
性 別		オス/セン・メス	オス／セン	メス	オス／セン	メス	オス／セン・メス	
クラス別見舞金額	A1	1,000	800		600		180 (60)	360 (120)
	A2	900	700		550			
	B,C1	800	600		500			
	C2, C3, 無格							

備考

1 休養の場合の支給額は、申請時にカッコ内の額を支給し、帰きゅう後に残額を追加支給する。残額を追加支給する際、休養3か月の場合は5万円を休養6か月の場合は10万円を帰きゅう付加金として支給する。

2 共済加入時に既往症と診断された場合、又は共済事項発生時に既往症と診断された場合の支給額は、20%を減額した額とする。ただし、既往症と診断された後、1年以上を経過した場合においては、既往症による減額はしない。

3 前の共済事由発生後の再出走から1年を経過しない間に当該共済事由が発生した場合は、20%を減額した額とする(1年未満の間の再交付による減額)。

4 1年未満の間の再交付において、診断書に既往症の記載がある場合は、20%を加算し40%減とする。

5 見舞金を減額すべき場合において、千円未満の端数が生じた場合は、千円未満は切り捨てる。

6 発生区分「競走中」の場合は、川崎競馬組合に提出した「馬の受傷届」の写しを添付すること。

※2018年度見直し

別表2(第15条関係)

長期在きゅう馬報奨金支給表【平成2015年度から2019年度まで】

(単位: 円)

在きゅう月数	基礎額	付加割
31か月から36か月まで	50,000	20% (1か月 当り1,000円)
37か月から48か月まで	100,000	
49か月以上	150,000	

- 注
- 1 在きゅう期間は、共済事業の対象となる日から共済事業からの脱退までの月数とし、1日でも共済制度に加入していれば1か月とする。
- 2 基礎額の算定の在きゅう月数は、1による。
- 3 付加割算定の基礎となる在きゅう月数は、基礎額の算定の在きゅう月数から掛金の返還を受けた月数を差し引いた月数とする。
- 4 付加割は、3で得た月数に、1か月 当りの掛金額を乗じた額に付加割合 (20%) を乗じた額とする。 ※計算式: 3の月数×5,000円×0.2
- 5 長期在きゅう馬報奨金の支給額は、在きゅう月数に応じた基礎額に、4で得られた付加割による額を加算した額とする。 ※計算式: 基礎額+4の額
- 6 長期在きゅう馬報奨金支給までの間に、休養による事故見舞金を1回支給されている場合は3万円を、2回以上支給されている場合は5万円を、5で得た額から差し引く。
- 7 2020年3月31日までに、当該馬が、事故共済制度脱退を確認した段階で、支給する。

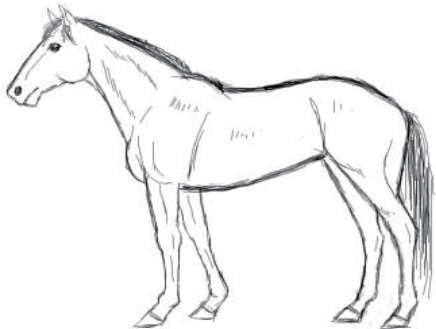
共済加入申請書

馬名	号										サラ系	歳	・新馬 ・転入馬 ・JRA転入馬
チップ番号	3	9	2	1	1	8	0						
性別	オス/セン・メス			毛色				生年月日		年 月 日			
血統	父							母の父					
	母							母の母					
特徴													
全協登録年月日	年 月 日			入きゅう年月日			年 月 日						
能力試験実施日 (認定競走年月日)	年 月 日			きゅう舎名			きゅう舎						
転入馬の川崎競馬での 直近の出走歴 (認定馬・JRA転入馬 南関出走歴)	・川崎競馬 ・大井競馬 ・船橋競馬 ・浦和競馬 年 月 日 第 競走 着 (タイムオーバー: あり)												

上記の馬を共済に加入させたいので申請します。
(一般社団法人神奈川県馬主協会 FAX 044-245-8090)

年 月 日

一般社団法人神奈川県馬主協会会長 殿



馬主住所 _____

馬主氏名 _____ (印)

管理者氏名 _____ (印)

検査年月日	年 月 日	判定	合・否
検査員氏名			
特記事項 (既往症の有無、 否とした理由等)	既往症(あり・なし)		*協会処理欄 No

注1 共済加入申請書は、馬体検査の2日前(2日前の日が、協会の事務を行わない日の場合は、別に定める日)までに提出してください。

注2 転入馬又はJRA3歳転入馬は、3歳中に地全協登録すると共に小向きゅう舎に入きゅうしていること。

注3 川崎所属馬として、認定馬は3歳3月までに、JRA3歳転入馬は3歳中に南関で1走していること。

注4 馬登録証を添付してください。

注5 共済加入に当たって、神奈川県川崎競馬組合から情報を取得することがあります。ご了承ください。

共済加入馬移動届(※馬主変更も含む。)

馬名	号										*協会処理欄 No			
チップ番号	3	9	2	1	1	8	0							
性別	オス／セン・メス			毛色				生年 月日		年			月	日
現所属 きゅう舎名	きゅう舎 (前所属きゅう舎名 :)													
移動理由	休養・帰きゅう・転きゅう・転出・その他()													
移動先	都・道・府・県				市・郡				町 牧場・きゅう舎					
移動年月日	年 月 日													
帰きゅう年月日	年 月 日													
再出走(調教 試験)年月日	・川崎競馬・大井競馬・船橋競馬・浦和競馬 年 月 日・第 競走													

馬主の変更

旧馬主名		理 由	譲渡・馬主死亡	
新馬主名		譲渡・死亡等 年月日	年	月 日
新馬主が協会会員であるか(会員・非会員) 共済に継続して加入するか(する・しない)				

上記のとおり移動したい(変更したい)ので届け出ます。

(一般社団法人神奈川県馬主協会 FAX 044-245-8090)

年 月 日

一般社団法人神奈川県馬主協会会長 殿

(馬主の変更・死亡の場合は、記入不要)

馬主氏名 印

管理者氏名 印

受付年月日	年	月	日	処理	
-------	---	---	---	----	--

(注) 共済加入馬の移動等について、神奈川県川崎競馬組合から情報を取得する場合があります。ご了承ください。

共済加入馬事故見舞金交付申請書

馬 名	号				クラス		A1 C1	A2 C2	B1 C3	B2 未格	B3		
チップ番号	3	9	2	1	1	8	0					種別	サラ系
性 別	オス／セン・メス			毛色		生年月日		年 月 日					
事故月日	年 月 日												
発生場所													
事故状況													
病 名													
処 置 (該当に○を してください)	殺処分 斃死 ^{へいし} 用途変更 休養3か月 休養6か月 (休養退きゅう日: 月 日 共済加入馬移動届を提出してください)												
添付書類 (該当に○を してください)	診断書・検案書・レントゲン写真・化製証明・その他()												
休養期間中の掛金を共済見舞金から控除(天引き)しますか。(する ・ しない)													
控除(天引き)する場合は、馬主名を記入し押印してください。馬主名 ⑩													

上記のとおり所有馬を処置したので、見舞金の交付を関係書類を添えて申請します。

年 月 日

一般社団法人神奈川県馬主協会会長 殿

〒 -
馬主住所

馬主氏名 ⑩

管理者氏名
(調教師名) ⑩

審査年月日	年 月 日	署名	
-------	-------	----	--

(注) 見舞金の交付に当たって、神奈川県川崎競馬組合から情報を取得する場合があります。ご了承ください。

長期在きゅう馬報奨金交付申請書

馬 名	号										*協会処理欄 No				
チップ番号	3	9	2	1	1	8	0							種別	サラ系
性 別	オス／セン・メス			毛色				生年月日			年 月 日				
共済加入 年月日	年 月 日														
共済脱退 年月日	年 月 日 (在きゅう か月)														
過去の休養見 舞金支給況	過去に休養による見舞金支給 ア なし イ 1回あり ウ 2回以上あり (掛金返還済 か月分:掛金支払月数 か月)										(支給基礎額) 1 31か月以上36か月まで: 5万円 2 37か月以上48か月まで: 10万円 3 49か月以上: 15万円 (付加割) 掛金支払月数の20%				
共済脱退 理由	用途変更 廃馬 転きゅう() 休養中事故 譲渡 繁殖 乗馬 その他()														
☐ 年 月 日発生の事故について長期在きゅう馬報奨金に選択・変更する。															

(注)該当する項目に○をしてください。 長期在きゅう馬報奨金に選択・変更する場合は、□に✓してください。

上記のとおり、長期在きゅう馬報奨金の交付を申請します。
(一般社団法人神奈川県馬主協会 FAX 044-245-8090)

年 月 日

一般社団法人神奈川県馬主協会会長 殿

〒 -
馬主住所

馬主氏名 ⑩

管理者氏名 ⑩
(調教師名) _____

審査年月日	年 月 日	署名	
協会処理欄			

(注) 報奨金の交付に当たって、神奈川県川崎競馬組合から情報を取得する場合があります。ご了承ください。

川崎在きゅう馬育成施設等活用補助制度実施要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、川崎競馬場に所属する競走馬（以下「川崎在きゅう馬」という。）が、調教設備の充実した競走馬育成施設を活用するにあたり、輸送や滞在にかかる費用を補助し、もって川崎在きゅう馬の育成と川崎競馬の発展を図ることを目的とする。

(対象施設)

第2条 N A R 地方競馬教養センター、特別区競馬組合小林分場、門別競馬場調教施設、J R A 日高育成牧場、又は民間の育成牧場等で、少なくとも坂路があり、調教設備の整った施設（以下「育成施設」という。）とする。

2 申請した馬主が所有する施設又は関連が認められる施設は、その馬主に限り補助の対象としない。共同馬主については、そのうちの1人が所有又は関連が認められる施設についても同様とする。

(対象馬)

第3条 川崎在きゅう馬のうち、育成施設を活用した後も引き続き川崎競馬場に所属して競走に出走する意思のある競走馬とする。ただし、申請時点で認定きゅう舎（外きゅう）に在きゅうする競走馬を除く。

2 馬齢については原則として申請時に4歳までとする。ただし、申請のあった馬の格付け、成績等を総合的に判断し、5歳以上の馬でも認めることがある。

3 馬の性については問わないものとする。

(対象頭数)

第4条 年間の対象頭数については別に定める。

(補助対象となる費用)

第5条 補助対象とする費用の範囲については別に定める。

(申 請)

第6条 補助の申請をする者は、川崎在きゅう馬育成施設等活用補助申請書（第1号様式）に川崎在きゅう馬育成施設等活用計画書（第2号様式）を添えて、神奈川県川崎競馬組合（以下「組合」という。）に提出しなければならない。

2 前項の申請書及び計画書を提出できる者は、川崎在きゅう馬を所有する馬主、又は補助の申請を行う競走馬の預託契約を締結していて、馬主からの依頼を受けた管理調教師（以下「管理調教師」という。）とする。

3 傷害見舞金の交付を受けている馬については、傷害月日の翌日から起算し、交付期間の3分の2が経過した日から申請することができるものとする。

(交付決定)

第7条 組合は、前条の申請書及び計画書が提出されたときは、当該申請内容を審査し、補助を行う

べき競走馬（以下「補助対象馬」という。）であると認められたときは、補助金の交付を決定し、その旨を申請した馬主又は管理調教師に対し文書で通知する。

（施設利用）

第8条 前条の決定通知を受けた馬主又は管理調教師は、自身で育成施設及び競走馬の輸送手段を手配しなければならない。

2 前条の決定通知を受けた馬主又は管理調教師は、決定された日から3か月以内に育成施設の利用を開始しなければならない。

3 前項の期間を過ぎても補助対象馬が育成施設の利用を開始しないとき又は補助対象馬の馬主若しくは管理調教師から申請取消の意思が示されたときは、組合は前条の交付決定を取り消すことができる。この場合、組合は当該馬主又は管理調教師に交付決定を取り消した旨を文書で通知する。

（報告）

第9条 補助対象馬の馬主又は管理調教師が補助金の交付を受けるときは、育成施設を利用し、川崎在きゅう馬として少なくとも1走以上した後に、川崎在きゅう馬育成施設等活用報告書（第3号様式）に必要な領収書等を添付し、組合に提出しなければならない。

2 補助対象馬が育成施設を利用した後に競走に出走し、その後報告書を提出する前に再度育成施設を利用したときは、改めて川崎在きゅう馬として1走以上しなければ報告書は提出することができない。

（補助金額の確定）

第10条 組合は、補助対象馬の馬主又は管理調教師から報告書の提出を受けたときは、その内容を調査し、問題がないものと認められるときは、第5条で定める範囲内で補助金として交付する金額を確定するとともに、その旨を補助対象馬の馬主又は管理調教師に対し文書で通知する。

2 組合は、前項で提出された報告書に不備があるときは補助金額の確定を留保し、補助対象馬の馬主又は管理調教師に速やかに再提出を行うよう求めることができる。この場合、適切に再提出が行われるまでは報告書の提出が完了したものと認められないものとする。

3 組合は、補助対象馬の馬主又は管理調教師が必要な領収書の写し等の一部を紛失するなどして添付されず、補助金額の認定ができないときは、それ以外の部分の費用についてのみを補助金額として確定することができる。

（補助金の不支給）

第11条 組合は、次の各号のいずれかに該当するときは、第7条の交付決定を取り消し、補助金を支給しないものとする。この場合、組合はその旨を補助対象馬の馬主又は管理調教師に対し文書で通知する。

（1）補助対象馬が育成施設を利用できなかったとき

（2）利用した育成施設が第2条第1項の施設にあたらないと認められるとき、あるいは同条第2項の施設にあたると認められるとき

- (3) 補助対象馬が調教中の事故等により、第 10 条で定める報告書を提出するよりも前に競走馬としての能力を喪失したとき
 - (4) 補助対象馬が第 10 条で定める報告書を提出するよりも前に川崎競馬場以外のきゅう舎（認定きゅう舎を含む）に転きゅうしたとき
 - (5) 第 10 条で定める報告書が、申請のあった年度内に提出されないとき
 - (6) その他、この制度の目的に反する事由があると認められるとき
- 2 補助対象馬の馬主又は管理調教師は、前項第 1 号、第 3 号又は第 4 号にあたるときは速やかに組合に報告しなければならない。

(補助金の支給方法)

第 12 条 組合は、第 10 条の補助金額の確定を行ったときは、補助対象馬の馬主の指定する金融機関の口座に補助金額を振り込むものとする。ただし、補助金額の確定を行った後に前条第 1 項のいずれかの号に該当することが明らかになったときは、第 7 条交付決定を及び第 10 条の補助金額の決定を取り消し、補助金を支給しないものとする。

(支給金額の返還)

- 第 13 条 補助金の支給を行った後に、補助対象馬が次の各号のいずれかに該当することが明らかとなった場合は、組合は補助金の支給を受けた馬主に対し、補助金返還を文書で命ずるものとする。
- (1) 育成施設利用後に、川崎在きゅう馬として 5 走するよりも前に川崎競馬場以外のきゅう舎（認定きゅう舎を含む）に転きゅうしたとき
 - (2) 育成施設利用後に、川崎在きゅう馬として 5 走するよりも前に用途変更して小向きゅう舎を退きゅうしたとき（ただし、競走中又は調教中の事故等により、競走馬としての能力を喪失した場合はこの限りでない）
 - (3) 第 11 条第 1 項のいずれかの号に該当し、補助金を支給しないものとすべきであったことが明らかとなったとき
 - (4) その他、この制度の目的に反する事由があったと認められるとき
- 2 前項の返還命令を受け取った馬主は、速やかに支給された補助金を返還しなければならない。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、川崎在きゅう馬育成施設等活用補助制度の実施に関し必要な事項は、組合が定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 6 月 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

※ 2019 年度から当協会受託事業として実施することから、厳正を期するため、理事会承認を必要とする。

川崎在きゅう馬育成施設等活用補助制度実施基準

川崎在きゅう馬育成施設等活用補助制度実施要綱に定める基準については、次のとおりとする。

- 1 要綱第4条に定める年間の頭数については次のとおりとする。
 - (1) 川崎競馬全体で25頭とする。
 - (2) 原則として申請があった日ごとの先着順とする。同じ日になされた申請で上記の制限頭数を超過した場合は、その日の申請の中から抽選で対象馬を決定する。
 - (3) 1人又は1団体の馬主につき、3頭までとする。
 - (4) 同一のきゅう舎で複数の競走馬を同時に申請する場合は管理調教師が優先順位を定めることとし、途中で制限頭数に達した場合は優先順位により補助対象馬を決定する。なお、一つのきゅう舎から過度に全体の頭数の枠を圧迫する頭数の申請があったときには、優先順位の下位の申請馬については補助対象馬として認めないことがある。
 - (5) 補助対象として決定した競走馬が補助金の交付を受けなくなったときには、予算の範囲内で新たに申請を受けることができる。
 - (6) 上記のほか、申請状況等に応じて年間の頭数を加増することがある。
- 2 要綱第5条に定める補助対象費用については次のとおりとする。
 - (1) 補助の対象となる施設利用料等については次に定めるとおりとし、1頭につき80万円までの実費とする。
 - ア 育成施設までの競走馬の輸送費
 - イ 育成施設の使用料（飼料代、獣医師代、装蹄師代等を除く）
 - ウ 民間施設に預託する場合の預託料
 - エ 預託きゅう舎のきゅう務員が帯同して調教を行う場合の滞在施設使用料、及び当該きゅう務員にかかる給与（1名分まで）
 - (2) 申請及び報告を管理調教師に行わせる場合、調教師に対する事務手数料等として1頭につき2万円を補助する。
- 3 要綱第10条及び第13条に定める出走について、出走投票後に出走取消又は競走除外となった場合は、1走したものとして認めない。
- 4 補助対象となる費用の支給開始に係る基準日は、申請のあった日とする。

第 1 号様式

年 月 日

一般社団法人 神奈川県馬主協会 会長 様

川崎在きゅう馬育成施設等活用補助申請書

(代表)馬主名 印

法人の場合は代表者名

連絡先

私の所有する次の競走馬について育成施設を活用して調教したいので、別紙の計画書を添えて申請します。

	馬 名	性	馬 齢
1			
2			
3			

上記の競走馬の育成補助に係る手続きについては下記の調教師に一任します。

調教師氏名 印

第2号様式

年 月 日

川崎在きゅう馬育成施設等活用計画書

馬名

--

※複数の競走馬で同一の日程を組む場合はすべて記載してください。

利用予定施設

施設名			
住所			
設備	芝・ダート・その他（	1周	m
	芝・ダート・その他（	1周	m
	ウット・チップ・ニューホリトラック・その他（		m
	トレッドミル	有・無	
	プール	有・無	
	その他		
利用料	日あたり 円 ※内訳		
期間	月 日 ~ 月 日		

馬輸送

往路	区間
	料金
復路	区間
	料金

※提出日現在の予定を記入してください。複数の施設を利用する場合は、計画書も複数枚提出してください。

※交付決定後3か月以内に施設利用を開始しない場合、補助金の交付決定を取り消すことがあります。

きゅう務員

帯同の有無 ☐ 有 ☐ 無	帯同する場合の きゅう務員氏名
---	--------------------

第3号様式

年 月 日

一般社団法人 神奈川県馬主協会 会長 様

川崎在きゅう馬育成施設等活用報告書

(代表)馬主名

印

管理調教師氏名

私の所有する次の競走馬について育成施設を活用して調教し、要綱に定められた支給基準を満たしましたので、必要な書類を添え、次のとおり報告します。
なお、補助金額が確定しましたら、次の口座に振り込みをお願いします。

対象馬名	
利用施設	
馬輸送日	(行き) 月 日 (帰り) 月 日
利用期間	月 日 から 月 日 まで

※事前に提出した契約書と異なる施設を利用した場合は、再度計画書を提出してください。

帰きゅう後出走日	月 日	競馬場 第	競走
申請額	計 円		
内訳	馬輸送費(往復) 施設利用料又は預託料 きゅう務員関連費用 調教師事務手数料(1頭につき2万円)の有無 ☐ 有 ☐ 無		

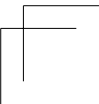
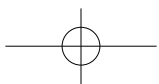
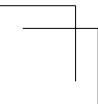
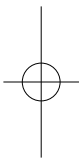
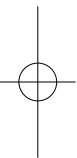
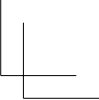
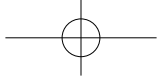
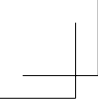
※領収書等の必要書類の添付がない場合は補助金額として認められないことがあります。

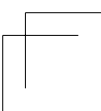
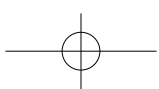
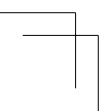
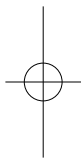
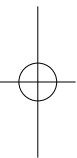
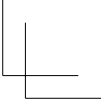
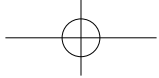
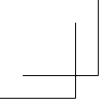
補助金の振込先について(☐ 賞典と同じ口座 ☐ 下記の口座) を希望します。

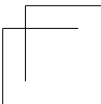
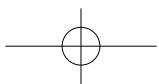
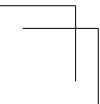
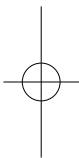
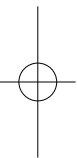
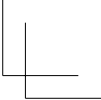
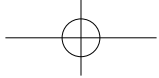
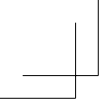
補助金振込先口座

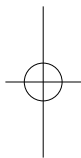
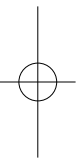
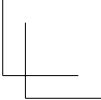
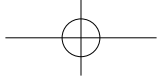
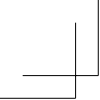
銀行
信用金庫本店
支店 普通
当座

名義(カタカナ)









2019 年 4 月 1 日 発行

